



合同会社設立をサポート

合同会社とは

平成18年5月に施行された会社法から設立が可能になった会社形態です。設立時に公証人に定款を認証してもらう必要がなく、登録免許税が6万円と株式会社よりも安く設定されているため、設立時のコストを抑えることができます。

(株式会社設立登録免許税は15万円)

合同会社 (LLC) の3つの特徴

1. 有限責任
社員が出資した限度までしか事業上の責任を負わない。
2. 内部自治原則
社員が内部組織と損益配分について柔軟に定めることができる。
3. 共同事業性
出資者全員が事業に参画することが必要になる。

行政書士に依頼するメリット

会社設立には、定款を「認証する」という作業が必要になります。株式会社の設立では、公証人による認証が必要になりますが、合同会社の場合は公証人の認証を必要としません。ご自身で定款を作成されても問題ありませんが、紙で作成された定款の場合には印紙代4万円がかかります。電子認証に対応している行政書士ならその印紙代4万円が不要になります。

設立までの大まかな流れ

会社のアウトラインについて決める

どういう会社になりたいか決めます



設立する法人の印鑑を発注

会社の実印になります



定款の作成

行政書士が電子認証します



資本金の払込



登記申請



登記完了



会社設立後の諸届出

税務署などに開業届を提出します

設立に際して用意するもの

- 会社代表者印(実印とよばれるものです)
- 印鑑証明書(出資する方と役員になる方)
- 出資する方と役員の実印

※法人が出資する場合には、その法人の履歴事項全部証明書が必要

サポート料金

合同会社設立	(税込)
サポートプラン	150,000円
内訳 登録免許税 60,000円 / 報酬額(税込) 90,000円	
こんな方におすすめ ⇒ 全部お任せしたい方 本業の業務に集中したい方	
定款作成代行	(税込)
サポートプラン	33,000円
定款の作成・認証だけ行うプランです。	
こんな方におすすめ ⇒ 少しでも早く安くすませたい方 自分でも設立に関わりたい方	



全国対応！ お気軽にご相談ください。

塩野智恵行政書士事務所 TEL 049-293-8431

〒354-0044 埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘3-27-3 <http://shiono-office.com/>